

中央防災会議 防災対策実行会議（第2回） 議事録

日 時：平成25年8月16日（金）14:00～15:30

場 所：官邸4階大会議室

- 定刻になりましたので、ただいまから第2回「防災対策実行会議」を開会いたします。この会議の座長代理並びに進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。委員の皆様方におかれましては、暑い中、また、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

第1回は6月に開催されましたが、引き続き第2回を開催いたします。限られた時間ですので早速議事に入らせていただきます。

まず、会議の座長から御挨拶をお願いします。

- 委員の皆さんには、お盆の休みの中にもかかわらず、御出席いただきまして感謝申し上げます。また、去る6月14日の会議の際には、さまざまな角度から大変貴重な御意見をいただきました。

本日の会議では、各防災機関、企業、団体等における業務継続体制のあり方について。また、実践的な防災行動定着のための取組について。そして、災害情報の収集と分析について。この3つのテーマについて御議論をいただく予定でございます。

いずれのテーマも防災対策を考える上で極めて重要なものであります。特に政府業務継続計画について喫緊の課題であり、本日の議論を踏まえて早急に成案を求めていきたいと考えておりますので、各委員の皆さんにはどうぞよろしく御協力のほどお願いいたします。

闊達な議論を御期待いたします。ありがとうございます。

- ありがとうございます。

ここで報道の方は御退席をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

（報道関係者退室）

- 座長は次の公務がありますので、ここで退席になります。

（菅官房長官退室）

- それでは、まず資料1に基づきまして、各防災機関、企業・団体等における業務継続体制のあり方について、御説明をいただきたいと思っております。

- どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料に従いまして、御説明させていただきます。

まず資料1をご覧くださいと思います。資料1につきましては特に首都直下地震

等の発生時に首都中枢機能が麻痺することなく継続するための、いわゆる BCP についての議論でございます。

1 ページ下段にございますように、防災基本計画におきましては政府、地方公共団体、民間企業等が BCP を作成し、業務継続体制の確保を図るものと記述されているところでございます。

2 ページ、まず中央省庁関係でございますけれども、平成 19 年に内閣府におきまして業務継続ガイドラインを作成いたしまして、各省庁におきましては、これに基づきまして BCP を作成しているところでございます。しかしながら、各省庁の BCP を拝見いたしますと、非常時優先業務の絞り込みが必ずしも十分行われておらず、また、不整合がございまして、その結果として職員の参集体制が不十分であるというような状況が見受けられます。また、電力等のライフラインや物資の備蓄等が不十分であるという課題もございます。

このため、昨年 7 月の首都直下地震対策検討ワーキンググループの中間報告におきましては、各省庁の BCP の整合性を図るために、政府全体としての BCP を策定する旨の提言がなされたところであり、速やかに政府 BCP を策定することとしております。

3 ページ、政府 BCP の（案）概要でございます。

まず 1.（2）にございますが、位置づけといたしまして、省庁横断的な事項及び各省 BCP の作成基準を定めるというふうにしてございます。

3. で、政府 BCP で定める政府必須機能といたしましては、まず司令塔としての内閣機能を維持する。それから、被災地を対象とした災害応急対策をきちんと確保する。その他全国の関係として国民生活の安定機能、金融・経済機能、防衛・警察機能、外交機能、この 6 つの機能をきちんと確保するというふうにしてございます。

4 ページ、非常時優先業務といたしましては、政府必須機能に該当する業務で中断または遅延してはいけないものであり、かつ、本省等におきまして非常時の判断が求められる業務としております。具体的には真ん中の表にございますような例示を挙げているところでございます。各省庁におきましては参集要員できる人数等の制約を考慮いたしまして、これらの例示を参考に非常時優先業務を定めていただくことになろうかと思っております。

この政府必須機能あるいは非常時優先業務の考え方等につきまして、御意見を頂戴できればと思っております。

5 ページ、非常時優先業務、そして、そのロジを担当いたします職員の執行体制についてでございます。政府 BCP におきましては内閣府の総合調整機能を定めている他、各省庁におきまして、職務代行及び参集要員の確保について定めていただくこととしております。

6 ページ、非常時優先業務等を実施するための執務環境として、庁舎の耐震安全化、電力、通信・情報システム、物資の備蓄等についての基準を示すこととしております。

す。職務執行体制及び職務環境のあり方について御意見をいただければと思います。

7 ページ、代替拠点の確保でございます。官邸を含めまして震が関地区の個別の庁舎が使用不能となる場合に備えまして、各省庁は独自に代替拠点を確保する必要があると考えております。また、一方で過酷事象によりまして震が関地区全体での業務継続が困難となる事態を想定いたしまして、内閣府におきまして東京圏内のみならず、東京圏外の都市も対象に、代替拠点を確保するための調査を実施することといたしております。代替拠点に移転する場合の具体的なオペレーションのあり方につきまして、御意見をいただければと思います。

さらに政府 BCP におきましては、7 ページ下段の首都直下地震発生時の対応でありますとか、あるいは8 ページでございますけれども、PDCA サイクルでの BCP の実効性を高めること、あるいは地方公共団体、民間企業と連携を図ることについても記述することといたしているところでございます。

9 ページは地方公共団体の BCP についてでございます。平成 23 年現在でございますけれども、市町村では 4%、都道府県では 40%というかなり低い策定率になってございますので、手引きの充実等を通じてその向上を図ってまいりたいと思っておりますのでございます。

10 ページ、民間企業等の BCP についてでございます。東日本大震災におけるサプライチェーン途絶等の教訓を踏まえまして、民間企業の BCP の実効性を高めるため、BCM の推進などのガイドラインの充実など、BCP 作成への動機づけの強化、企業の垣根を超えた連携訓練を推進していきたいと考えてございます。

11 ページ、官民連携した業務継続ということで、特に東日本大震災ではサプライチェーンが全国的な影響を及ぼしましたので、社会全体としての業務継続体制を築いていくためには、これまでの業界あるいは所管省庁との連携あるいは特定の地区内での連携にとどまらず、全国的な幅を持った連携の主体、内容の拡大が不可欠と思っております。特に重要物資のサプライチェーン等につきましては、インフラ・ライフラインの強化、資機材の官民融通等を内容とする業務継続の具体計画を共同で策定するとともに、官民連携に必要な制度的課題について協議していきたいと考えてございます。

地方におきます BCP、民間企業等の BCP、業務継続における官民連携の方向等につきまして、あわせて御意見をいただければと思います。

以上でございます。

○ ありがとうございます。

今の説明に関しまして、各委員から御意見等々をお伺いしたいと思います。

○ 今、自治体の BCP というところがございました。その関連で宮崎県の取組も含めて御説明を申し上げたいと思っております。

9 ページにありましたように、都道府県、市町村、策定状況はおくれているというデータがありますが、これは 23 年のものでありまして、今の段階で調べてみますと都道

府県では7割程度、既にBCPはできておるようで、都道府県についてはある程度目途がつくかと思えます。市町村の取組がかなり遅れております。これは市町村の人員の問題等もいろいろございまして、なかなかBCPまで手が回っていないというのが実態かと考えております。

それとの関係で1つ今後の提案でございますが、消防法に防火管理制度というのがあります。学校、病院、工場、事務所など、一定規模のところには防火管理者を定めて消防計画の策定や計画に基づく訓練を実施する。これが義務づけられているわけですが、BCPの作成について同様の形での法的な義務づけに向けた検討が必要ではないかと思っています。私もある宿舎で防火管理者を務めたことがあります、やはり意識が高まるので非常に効果が大いのではないかと考えております。

宮崎県のBCP策定の取組の紹介をいたしますと、県版のBCPは昨年、本庁版と出先機関のものを作成しております。これを踏まえて今、本庁各課に危機管理推進員を設置して研修などを行ってまいりたい。それから、具体的な実動訓練も実施をする予定にしております。

今、県内のBCP策定済み市町村は宮崎市1団体のみでございますが、まず県が率先することによりまして、市町村のBCP策定支援も行ってまいりたいと考えております。

さらに企業の取組も非常に重要だと考えておりますので、昨年度から説明会ですとか、個別の支援、企業のBCP作成支援の事業にも取り組んでいるところであります。

ざっとでありますけれども、県の取組状況を御説明申し上げます。

- ありがとうございます。
- 全体の政府の業務継続計画について意見を述べさせていただきます。

まず4ページに書いてある非常時の優先業務でございますが、できれば被害レベルに応じて優先業務の内容を複数持っていただきたいというのが最初の意見であります。

非常に一番厳しいときは、ここに例示されているようなものになると思うのですが、もう少し被害レベルが低かったときにこれでいいというわけではなくて、3段階ぐらいに優先業務というものをレベル設定していただいて、それぞれの被害状況に応じて、その優先順位を立てたものが確実に実行できるような計画を立てていただきたいのが1点。

2点目は、往々にしてこういうBCPをつくると、自分たちの範囲でつくってしまうのですが、政府の業務というのは政府だけで実施できるわけではないので、政府の業務を実施するために必要な民間企業その他の機関との業務の整合性もしくはBCPの連携というものをしっかりとっていただきたいのが2点目。

3点目ですが、この中には東京がだめだったときには東京以外という計画もございまして、東京を中心に考えた場合に私が心配しているのは2点あります。1つは電力、もう一つは下水であります。

電力に関しては、東京電力さんが首都圏直下のかなり厳しい状況においても、ある一

定の量を確保するような計画に以前なっておりましたが、あれは福島と柏崎が動いているという前提の計画でございますので、もしあれが動かない場合には短期間は非常用電源で賄うとしても、少し経ちましたら他の電力さんからの融通ということも含めて考えないと、なかなか首都圏の機能維持が難しいのではないかと。

2番目の下水ですが、どうしても上水道が注目を浴びがちですが、上水道は給水車等で水をいろいろ確保できますけれども、下水が使えませんかトイレが使えないとほとんど仕事になりませんし、上水が動いても下水がだめだった場合には、ほとんど上水も使えないという状況がございます。特に下水の場合、ネットワークですので、あるところがだめになるとかなり広い範囲でだめになりますので、この点について特にBCPにおいては注意していただければと思います。

以上です。

- ありがとうございます。
- 10ページで先ほど御説明をいただきましたけれども、今日はあわせて資料4で、経団連が今年作りました「企業の事業活動の継続性強化に向けて【概要】」というものをお配りしております。これは古屋大臣には既に御説明をさせていただいておりますので、もうご存知いただいていると思いますが、今後具体的な施策として企業としてどうしていくのかということが課題であります。1つは先ほどの指摘にもありましたように、各企業そのもののBCPだけではなくて、サプライチェーン全体を見ていくことが非常に大きなポイントでありまして、これは3.11あるいはタイの洪水を含めて、サプライチェーンが切れることによって、自社は大丈夫でも全体の事業継続ができないことに対してどうしていくのかというのは、非常に大きな問題です。

8月26日に、私が共同委員長をしております経団連「防災に関する委員会」へ、内閣府の方に来ていただいて、内閣府の事業継続ガイドラインを御説明いただくと同時に、私からサプライチェーンについての考え方をきちんと話をして、周知徹底をしていこうと思っております。

また、業界や企業でサプライチェーン全体に対するBCPの成功例もございますので、経団連の活動として、そのような情報を収集し、横展開していきたいと思っております。これは私の私見なのですが、BCPを推進していく上ではアメとムチ的などころが必要でありまして、例えば政府調達の中にBCPの要件を組み込むことも必要になってくるのではないかと思います。つまり政府調達の中でBCPができているところに対しては調達要件に対する点数を上げるということも含めて、御検討いただければと思います。

IT企業の観点では、データセンターの二重化の問題についても、メガバンクはできているが、地方銀行は今からという状態でございますので、こういったところも企業の経営からしますと、投資対効果の観点で、本当にこれが今投資できるのかどうか非常に大きな懸念があります。よって、投資減税も含めて、政府としての後押しをぜひお願いしたいということでございます。

以上です。

- まず、この6つの機能は重要なのですが、組織というのは基本的には縦割りで効率よく動いておりますので、いきなり災害が起こったからといって連携ができるわけではない。むしろ各省庁が6つに関係してやるべきことを明示する。そして、災害が起こると連携を図るように例えば内閣府が機能する。連携というのは日ごろからやっていないとできないという大きな特徴がありますので、連携を前提にした機能の保持というのはとても難しい。むしろ、各省庁がやるべきことを明示していただいて、それをうまくいくように調整することのほうが先決だと思います。アメリカの連邦危機管理庁はこの調整機能を持っていて、命令機能ではないのです。各省庁が15の課題をやるということで責任体制がはっきりしています。いきなり「連携」というのはどこに責任があるのかというのがとても希薄になりますので、日常業務の中での業務のつながりを明示しておいたほうが良いと思います。

以上です。

- ありがとうございます。
- 市町村の立場で申し上げますと、各市町村は地域防災計画をつくっております、その内容は準BCPと言えるような内容になっていると思います。その場合に大切なのは、人口規模が30万人から5,000人規模まであるわけで、とても一律にはできないということをまず念頭に置いていただきたいと思います。それぞれの規模とか地域によってまた違ったものになってくる。その原型は恐らく各市町村の防災計画。BCPの定義からいくと不十分な点があるとしても、かなりできていると認識しております。この点に気をつけていただければと思います。

政府の業務継続計画の中で、中越地震の経験から申しますと、一番時間をとられたのはマスコミ対応でした。責任者がマスコミ対応に追われて現実のいろんな指示、判断ができなくなるケースがこの国は非常に多いと思います。それは非常によく考えておかれたほうが良いと思います。特に長岡市程度のところで災害がありますと、全く地元になじみのないマスコミ関係者がどっと入ってくる。一々地名から何から全部説明しているのですごく時間をとられた記憶がある。これは政府も同じことではないか。そのところを政府の場合はしっかりできていると思いますけれども、業務の中に書きにくいかもしれないかもしれませんが、大変大事なことだと思います。

経験上、申し上げれば水道は何とかなる。先ほどの御発言に上書きすれば、下水道が最大の問題でして、下水道が通っていないと水道が通っても使い物にならないのです。水道は給水車で何とかなるのです。下水道がだめだとトイレが使えませんが、長岡市の場合は全国からバキュームカーを20~30台集めましたけれども、その辺はしっかりと計画を立てておかれたほうが良いと思います。

以上、経験から申し上げます。

- ありがとうございます。

- 地方団体の業務継続計画の内容の話なのかもしれませんが、県レベルの場合にはまずあり得ないと思いますけれども、市町村の中でも特に小さな規模の市町村が災害によって完全にその機能を失うということ。これが今回の 3.11 の場合でも、例えば岩手県の大槌町は町長も亡くなる。140 名ぐらいの職員の 3 分の 1 近くが死亡する。しかも幹部が集まっているところをやられたので、課長級以上がほとんどいなくなるということが実際にございました。

したがって、今日のテーマの災害情報の収集分析の方にも関わるかもしれませんが、市町村機能が完全に当分の間、なくなるということを前提にした、そこまでの最悪の事態を考えたものになっていないといけないのではないかというのが 1 つ。

もう一つは、今の資料の 6 ページのところですが、備蓄の関係です。物資の備蓄で中央省庁で少なくとも職員 3 日分の食料等となっておりますが、一般家庭あるいは企業にも今、3 日分の備蓄をお願いしますよということでもいろいろお願いをしていると思います。少なくとも中央省庁は国の中枢機関ですから、一般の人たちと同じレベルではなくて、例えば 10 日分ぐらいは備蓄をきちんとして、ずっと立てこもってもいろんな業務を果たせるぐらいの備えを中央省庁はしておくべきではないか。ぜひこのあたりは備蓄機能をもっと強化することをお考えいただいたほうがいいのではないかと思います。

- ありがとうございます。
- 同じく 3.11 のときの話在市町村から、小さな村々から聞いていきますと、やはり人がいない。BCP で想定している集まるべき人、職員さんが来ないという前提に立って計画を立てないと、何も役に立たないということを聞きました。

それから、5 ページで政府の業務継続計画のところでは職務代行となっておりますけれども、これが市町村レベルにいくと職務代行どころか権限の移譲といいますか委任がないと事務が進まない。本当に人がいないという大前提に物事を執行できるような体制を整えておかないと、何も役に立たないという声を聞きました。

以上です。

- 業務継続計画の中に例えば福祉施設がいつも入っていない。最近問題だと思うのは、自治体では福祉避難所の関係。私は被災された方々を支援する立場ですが、福祉避難所は既存の施設等が指定されたりするのですけれども、そもそもその施設自体が自分のところの BCP をつくっていらっやらない。自分のところには、現在、入所されている方々がいらっやるにもかかわらず、それにプラスして近所の方で要援護者と言われるような方々を見ていかないといけない。そうなったときに、自分のところが果たしてそれで勤務体制や、この状況で命を守ることができるのかという状況がまだわかっていないにもかかわらず、受け入れないといけない状況がある。

施設がまだ BCP、業務継続計画、それも災害時においてどういうふうになればいいかということほとんど余り考えられていない。その中で福祉避難所として指定されてしまっているという現状がとても怖い。引き受けたからには命も守らないといけない。暮

らしもつくっていかないといけないのにもかかわらず、そこは本当にいらっしゃる方々が 24 時間フルタイムで活動して、それでつぶれていってしまっていく現実がある中。この業務継続計画の中に既存の施設も入れていかないといけないのではないか。それをきちんと謳っていただきたいと思っています。

以上です。

- まず、政府の業務継続計画ですが、実はこれは去年 3 月に国交省で設けていただいた首都機能のバックアップの委員会で 1 つの結論を得ているわけですが、やはり首都直下地震が起こったときに内閣府、防衛省、立川という候補があるのですけれども、立川では近過ぎる。100 キロぐらい離れなければいけない。

では、今度大阪とかどうかというと、そんなに離れてしまうと、政府は非常時対応だけではなくて、日常の業務がありますので、それで東京から離れてしまうとまずいということなのです。ですから、ホットスタンバイとして、日本銀行だけが大阪支店に全く同じ機能を常時持たせているのですが、それ以外はやっていません。政府としても、施設等のコールドスタンバイぐらいの、要するに空地为 100 キロぐらい離れたところに何か所か設置しておくというのはとても重要ではないか。今、仮設でいろんな施設はすぐにできますので、電力とか通信が確保できれば 100 キロ圏ぐらいが候補地としていいのではないか。地名を挙げるととても生臭くなりますので、それは委員会ではやらなかったのですが、100 キロぐらい離れたところがいいという結論でした。

それから、企業の BCP ですが、やはり BCP をやろうとするとコストがかかりますので、どれぐらい経営者はやっていいかわからないというのが現状だと思うのです。ですから自然災害のリスクをきちんと評価する。そういうところをつくらなければいけない。すなわち、官では投資できないわけですから、津波によって施設がやられるとか、地震によって施設がやられるリスクを、他のリスクとの比較のもとで評価することをやらないと、幾ら投資すればどうなるのかということがなかなか見えてこないのが、1 つ大きなネックになっていると思います。

官民連携した業務、事業継続ですが、まず石油備蓄ですけれども、原油はあるのですが、実は御承知のように、今、省エネでどんどん石油製品の消費量が減っているという状況で、石油各社は精製能力をどんどん落としているのです。ですから、いざとなったら原油はあるけれども、精製できないという問題に実は直面しているわけで、そういうことに対して国としてどうするのか。つまり原油備蓄だけではだめだぞと。石油の精製能力をどの程度まで担保しなければいけないかということは、まだそこは考えていただいていないということなのです。

それから、東京港の震後行動計画も、これは使う側の観点でまとめていますが、被災するという観点が抜けていて、そのままでは動かないということにも注意が必要です。

官民連携した具体計画の策定の 1 つですが、実は東京では 1 日約 5 万トンの食料品がトラックで各スーパーあるいはコンビニに運ばれているのですが、この食品会社の 50%

のシェアを 50 社で受け持っている。すなわちそれぞれが零細企業なのです。ですから、今、東京で地震が起こったときにどこに何があるか。食べ物については全くわからない状況です。これは実は経産省が情報のネットワークをつくろうとしたのですが、復興予算の流用問題で予算がゼロになってしまった。もうできたと思って質問したら、あれは実は流用問題があって手つかずですということなのです。そうすると、食料品がどこにどれくらいあるかというのは全く今、把握していない。アメリカ合衆国は 50% のシェアを 10 社で持っていますので、連邦政府は即時どこに何があるか食料品については捕捉できるのですが、特に東京に関してはそれができていないということで、これは流用問題ではなくてきちんとやっておかなければいけないと思いますので、その辺の御配慮をお願いしたいと思います。

○ ありがとうございます。

○ 御説明いただいた、この各省庁あるいは政府全体の BCP ですが、従来はボトムアップだったのですけれども、ボトムアップだとなかなかうまくできない。トップダウンはいいのですが、そのトップダウンというものが他の人の意見もありましたけれども、本当に各省庁の BCP に反映しているかどうか。これをチェックする必要があるということと、結局つくられた BCP が本当に実効性を持つかというのは、普段から検証していかなければいけない。しかも、多分内部的な検証ではなかなか難しいのではないかと。そういう意味で定期的に外部的な検証をしていって、今いろんな御指摘がありました。そういう指摘を毎回改善していくことが必要ではないか。

もう一点は代替機能ですけれども、6 つの必須機能ということが出てきたので、この機能によって代替をどこにするか、どういう状況でどこにするかということは変わってくるのではないかと。内閣機能と被災地への対応というのは、多分、震が関から離れるというのは非常に難しい。これは徹底的に防御するというか、震が関でできるように事前の対策を打つべきだと思いますし、他の 4 つについては柔軟な対応ができるのではないかと。そういうことも含めて考えるべきではないかと思います。

以上です。

○ ありがとうございます。

他にはございませんか。

○ BCP の実効性を上げるという観点で、1 個だけ各省庁にお願いしたいことがあります。

先程お話がございましたが、日常できていないことが災害時だけできるわけもなく、例えば今まで縦割りといいですか、それぞれの官庁が独立でやってきたものを BCP だけ連携とか、今まで「官は過たず」という格好で問題はないとしてきたものが、BCP のときだけ実はこういうところの弱点がありますというのを認めるといのは、実はなかなか非常に難しいところがあって、実はこの BCP というものを通じて、これは建前ではなくて本当に動くものをつくるという観点から考えると、今までの各省庁の風土であるとか、いろんな考え方をもう一度改革を行うという根本的なものが底辺にないといけない。

実は日常業務は今までどおりで、BCP だけ別の考え方というのでは結局うまくいかないと思います。

今、国が置かれている非常にこういう非常事態において、行政の根本的な必要な改善も行うという視点で臨んでいかなければと思います。

○ ありがとうございます。

他になれば、後でまた気がついたところがあれば発言の機会がございます。時間の制約もございますので、2つ目のテーマ「実践的な防災行動定着のための取組について」を議題といたします。

○ では、お手元の資料2をごらんいただければと思います。「実践的な防災行動定着のための取組」でございます。

1 ページ、東日本大震災後、住民等の防災に関する関心は高まっていると思われまものの、やはり南海トラフ巨大地震、首都直下地震等を踏まえすと、住民等による自発的かつ実践的な取組をさらに促進する必要がございます。東日本大震災後でも、避難勧告が発令されても具体的な避難行動に至らないという例が多々ございますし、防災行動定着のためには、まず課題を明らかにした上で具体的な施策を進めていく必要があると考えております。

課題としては主に2つ考えてございます。

1つ目は、災害という想定外の事態に対する行動力の要請でございます。災害に対する知識から具体的な行動に至るまでギャップがございますので、住民等に災害をイメージし、想定外の事態に直面した場合の行動力を養成することが必要でありまして、そのためには人を介した実践的なコミュニケーションというものが不可欠ではないかと考えてございます。

2つ目でございます。災害は多様な形をとりますので、多様な災害に対する行動力の養成でございます。予防・応急・復旧・復興といった対応の各段階あるいは地域によって災害リスク等とるべき行動がさまざまでございますので、それぞれの状況に応じたきめ細かな取組の実施が必要だと考えております。

2 ページ、具体的に従来、地域とか学校、企業等の各主体におきまして地域の消防団、自主防災組織、ボランティアリーダー、教員、防災担当者などなど、それぞれの主体の中でいわゆる防災リーダーが自発的に行動するという形で取組が進められてまいりました。ただ、それぞれが個々人の創意工夫なりノウハウになどにとどまっておって、それが防災リーダー同士の連携とか、あるいは必要なノウハウ、経験の共有、集積、分析等が行われておらないために、防災活動の取組の効果が不十分ではないかと考えております。

そこで、各地域、各主体ごとの防災リーダーの発掘、育成、連携、それから、防災リーダーの活動を支援するための共有デジタルコンテンツあるいはポータルサイトの整備などによりまして、国民全体に実践的な防災行動が定着することを目指すことが必要

だと考えてございます。

3 ページ、具体的にということではありますが、防災リーダーの発掘・育成・連携につきましては、地域や学校、企業など国民が所属するさまざまな主体から防災リーダーを自薦、他薦含めて発掘させていただき、地域ごとに研修を実施するなど育成連携を進めてまいりたい。特に災害対策基本法の改正を行いましたけれども、その目玉の1つであるコミュニティレベルでの地区防災計画の策定というものが実行できるためには、やはりコアとなる人材が必要でございますので、そのための養成が必要だと考えてございます。

次に、このような防災リーダーの活動を支援し、防災リーダーや国民それぞれが防災行動に必要な情報を入手しやすくするために、誰もがアクセスしやすい各地域のリスク情報あるいはとるべき防災行動などに関する情報が統合されたコンテンツが重要と考えております。具体的には防災リーダーがみずからの活動において活用できるような防災教材としてのデジタル教育ツールを作成し、多様な防災関連情報に網羅的にアクセスでき、防災リーダー同士の連携あるいは各主体の人材ニーズと防災リーダーをマッチングするための人材バンク的な機能あるいは防災に関する製品、サービスの情報を幅広く発信するポータルサイトなどの開設を考えております。

最後に、各主体ごとに防災リーダーを通じたきめ細かな取組を拡充することに加えて、とるべき防災行動の優先順位を絞りまして、達成目標を設定した上で進めていく。例えば建物の耐震化あるいは家具の固定ということにテーマを絞ったシンボリックな広報政策を実施することで、国民全体の防災に対する意識を高め、共通目標に向かっていく動きにしたいと思っております。

国民の実践的な防災行動定着に向けまして、現在考えられる課題の整理、今後の施策の方向性について御説明いたしましたけれども、委員の皆様のお意見を頂戴できればと思っております。

4 ページ目はそのイメージ図でございます。今、申し上げたようなことを図にしたものでございます。

5 ページ目以降は参考資料で、防災意識、国民の防災がどうなっているかということ整理したものでございますので、御参考にしていただければと思います。

以上でございます。

○ ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見をいただきます。

○ 私は災害の最前線で活動する消防団の立場でお話をさせていただきます。

特にこの問題につきましては地域での取組であるように思っております。この点の重要性は私どもも同感でございます。特に私ども兵庫県では阪神・淡路大震災を経験いたしまして、大規模な災害はもとより、住宅火災防止などの日ごろからの活動を進めて、地域の皆様方と一緒に考え、一緒に行動していることの重要性を痛感いたしております。

現在も例えば私たち消防団は、住民の皆様方とも防災訓練に参加していただいたり、学校教育においても防災を学べるよう、消防団も協力するようにいたしております。東日本大震災におきましては、多数の消防団員が殉職するという大変つらい経験もしたことを踏まえ、これからの我が国の消防防災体制はいかにあるべきかについて、日本消防協会では昨年2月でありますけれども、地域総合防災力の強化を目指すべきこと、また、そのために特別立法を行い、政策目標としてのこれを明確にするとともに、皆さんさまざまな政策を、この点に照準を合わせて総合的に実施することを提言いたしております。

その際、消防団は地域の中心としてみずからの活動を高めるとともに、地域防災リーダーづくりなど、地域の総力結集に重要な役割を果たすことを目指すことといたしております。そのためには消防団の装備の充実など、活動環境の改善が必要でありますし、最近では自由民主党の消防議員連盟におきまして、この考えを基盤といたしまして議員立法の動きがあるかと聞いております。私たちは大いに期待し、楽しみにもしておりますのでございます。

法律が成立すれば、これに基づきましていろいろな施策を実施していただき、消防庁を中心といたしまして御指導、御支援をいただけるものと思っておりますし、また、我々もそれに向かって努力をいたしていきたいと思っております。

私どもの体験から少し気になることを申し上げるようでございますけれども、このような地域での取組も着実に進めていくためには、国の法律はもとより、市町村が中心になって進めていかなければならないと考えております。そうでなければ実行は不可能であろうと考えている次第でございます。

市町村は大変限られた財源と人員のもとで、広範な業務を行うのに苦勞をいたしております。消防団は今日の資料の中では自主防災組織などと同列に書かれておりますけれども、私たち消防団は法律に基づく市町村の行政機関の1つでありまして、もちろん限界はありますが、市町村と一体となって活動するよう努力いたしております。また、消防団は団長の命令のもとに行動しておりますし、報酬はボランティア並みでございます。私たちは単なるボランティアではございません。団員の使命感に私たちも頭が下がる思いでございます。だからこそ、東日本大震災のときには254人もの団員が亡くなり、行方不明になってしまったと思っております。もちろん自主防災組織等とも一緒に活動いたしますが、このように市町村の消防機関として使命を果たしているところでもございますので、私たちが誇りを持って活動できるように、装備や処遇の改善、また、サラリーマン団員が多くなる中で、特に事業所の皆様方には消防団に御理解いただくように、これは主として消防庁へのお願いになろうかと思っておりますけれども、よろしく願いをいたしたいと思っております。

そのような中で、消防団の位置づけなどを含む議員立法の動きが具体化しているのは近来にないことであり、大変うれしく、心強く思っておりますのでございます。

御清聴ありがとうございました。以上でございます。

- 1 ページ目に関係してですが、今、我が国の場合、大雨洪水警報が出て避難勧告が出た場合に、避難してくれる住民は 5 % なのです。10 年前は 10 % だったのですが、今は 5 % しか逃げない。95 % は「自分に関係ない」と思っているという現状なのです。

実は昨年、ハリケーン・サンディの高潮災害のときにニュージャージーで実際にあった話なのですが、やはり住民が避難しなかったのです。連邦危機管理庁は住民に、「ではあなたが亡くなったら連邦政府が代わって死亡通知を出してあげるから、伝えてほしい人のリストをつくって下さい」と言ったらみんな逃げたと言うのです。つまり死ぬということを自分のことと考えていないところがあると思うのです。ですから、いずれマイナンバーが我が国にも通用しますので、そのマイナンバーを利用して、「あなたが例えばお亡くなりになったときには、政府がかわって死亡通知を出してあげます」と。こういうふうな身近な問題として災害を捉える機会に使っていただくというのはいいのではないかと。そうしないとみんな他人事に思っているということなのです。

我が国は災害で遺体が出て、新聞、テレビでは絶対その画像は出ないのです。我が国だけです。他の国では本当に悲惨な姿が新聞の 1 面とかテレビニュースで出てくるのですが、我が国だけは死体は絶対メディアはそのまま掲載しない、報道しないという状況なのです。ですから最近、お葬式で小さな子供に遺体を見せないという風潮も出てきておりました、悲しいことを直視しないという風潮がどんどん蔓延していますので、やはりどこかで釘を刺さないといけないのではないかと思います。

それから、多様な災害に対する行動力の養成ですが、実は各災害ごとに全く行動様式が別ではないのです。8 割ぐらいは同じなのです。あとの 2 割が地域によって、あるいは時代によって変わるという性質を持っていますので、この基礎的なことを習得するというのはとても重要だと思うのです。特に避難訓練とかもそうですけれども、全て 100 % が災害によって変わるというわけではなくて、共通のものがたくさんあるのです。そのところをきちんと教える必要があると思います。

以上です。

- ありがとうございます。
- 災害のイメージの醸成において、私は写真とかビデオなどの映像の果たす力というのは非常に大きいと思っております。しかしながら、映像は著作権等の権利がかかっていたり、ウェブにあるものでも、いろいろなウェブサイトに散らばっていたりして、防災リーダーがいざ使おうと思っても、効果の高い映像を集めてくるのが難しい状況にあると思っております。ですので、ここで言う共有デジタルコンテンツの中で、地方自治体とか公的機関の監視カメラ映像などの公の要素のある映像については、ぜひ防災意識啓発にまとめていただいて、地域で前向きに使えるような環境を整えていただけたらと思っております。

今、国立国会図書館で東日本大震災のアーカイブをつくっていると聞いておりました、そちらにもいろいろな資料がリンクされていたり、検索できる環境が整いつつあると思

いますが、教育と資料の連携というのも非常に重要だと思いますので、一定の教材で勉強した後にはみずから資料を検索して、勉強の幅を広げていくようなコンテンツを目指していただけたらと思います。

以上です。

○ ありがとうございます。

○ 簡潔に申し上げます。

先程、避難率が5%という話でしたが、たしか宮崎県も新燃岳の噴火があったとき、また、その後、火山灰等による土石流の危険があったときも5%を割っていた。大変危機感を持っておりませんが、その中でも地域で熱心なリーダーがあるところは避難の状況がよかったということで、防災リーダーを育てるとするのは大変重要だと思っております。

消防団とあわせて宮崎県が今、力を入れているのは防災士の養成でありまして、県が研修機関の資格を取得して、県民の資格取得の支援をしております、今、1,200人ほどおります。特に先ほど福祉施設というお話がありましたが、学校の教員とか福祉施設の職員に防災士の資格を取得してもらうという形で県が働きかけを今、進めております。県議会も今39人ですが、4人ほど防災士の資格を取得している先生方もおられる。

宮崎県の防災士で非常におもしろいのは、防災士のネットワークです。宮崎県防災士ネットワークというのが自主的な組織としてできまして、横断的に横の情報交換をしております。県内に9つの支部ができて、また、やはり自治会だとか学校、企業など、いろんな方が防災士という資格であることによって、お互いに刺激を与え合って、また、いろんな取組が進んでおりますので、防災リーダーのそういう横の連携を進めていくことが非常に重要ではないかと考えています。

○ 私が自治会の方とお話をしていると、やはり自治会の方にとっては自治会の地域の活動という中で防災というのは one of them なのです。そういう意味で私は自治会の総合強化策の中で防災を考えるという仕組みをつくるべきだと思っております。

お話を聞くと防災リーダーはすごく重要なのですが、防災リーダーの要件として防災の知識があるだけではだめで、地域の人から信用していただかないと実は機能しないのです。自分たちが選んだ人が逃げろと言うと逃げるのですが、上から与えられた人が逃げろと言ってもなかなか逃げない。やはり防災リーダーの特性として防災の知識と同時に地域の信用のある人という要件があります。

さらに自治会の方が普段できないことは非常時にもできないので、私は自分たちの町を愛する、守りたい地域をつくるという自治会活動の中で防災を進めていくというほうが遠回りのようですが、結局は自分たちの手で、自分たちの町を守るという動きにつながるのではないかと考えています。

以上です。

○ 先ほどお話がありましたけれども、東北大学と河北新報社と IBM などが、総務省のご

支援のもとに「みちのく震録伝」というものをつくっていきまして、ここに 3.11 の時の映像などを収録、国会図書館のネットワークを通じて公開しようというプロジェクトが進んでいます。こういうものを上手に使っていただきたいのに加えて、もう一つ、地方自治体が持っているデータはオープンデータとして公開いただいて、過去の震災情報などと組み合わせることによって、地盤がどうであったとか、様々な情報があると思いますが、新たな知見が生まれるのではないかと思いますので、ぜひオープンデータの活用に対しても、防災の教訓等に含めてお願いいたします。

2つ目は先程もお話がありましたように、原因事象又は発生事象ごとに別々の対策ではなくて、結果的には例えば会社のケースであれば社員が来られないとか、IT が動かないということになりますので、結果事象型の防災を考えておく必要があるということです。

3つ目は、同規模の都市がどういう防災計画を作っているか、お互いにレビューを合せて、お互いの知見を深めていくというような、仲間同士で互いにレビューをするような防災計画に対する仕組み/制度も必要なのではないかと考えます。

○ 個人情報としての災害弱者情報。自主防災組織というのは基本的には任意の組織でありますし、ボランティアな活動というのがベースにあるわけですが、こうした災害弱者情報をこういった組織でどういうふうに情報を共有化するのかという問題。これは例の個人情報保護と必ずいつも抵触する話が出てきます。現実には、特に避難に大変不自由される高齢者の皆さん方を救うためには、まさにその壁を突破しないとそれは救えないわけですので、許容範囲というか、どこまで許されるのかということか、やはりそれは災害のためには基本的には情報共有化ができるというふうに踏み切らないといけないのではないかと。この点はよく議論になる問題ですが、東京 23 区のある区では条例をわざわざ制定したりして、何とかそこを少しでも望む方向に近づけようとしているところもあるようですが、この手当をきちんとして、そしていざというときに備えなければいけないと思います。

○ ありがとうございます。

○ 避難勧告で避難率が少ないというのは私も経験上よくわかっておるのですが、今の法体系が避難準備情報、避難勧告、避難指示と 3 つしかない。しかも避難準備情報というのも定義があって、避難する準備をするということと、災害弱者は避難してくれということがついていますので、出しにくいのです。先日、長岡でがけ崩れがございましたけれども、結局、市役所の災害対策本部の部屋で雨の状況をアメダスで注視をして映像は入ってくるのですけれども、それをやってもがけ崩れだけは本当に避難勧告というのは難しいです。

現実には乙吉地区というのは川があふれて、道が川のようにになっている状況で、夜 12 時ごろから降り出して、2 時ごろ危ないと思ったわけですが、その時点で避難勧告なんかできないです。夜に避難することは危ないですから。結果的に、その地区の住民が自

主判断をして、地区内にあるちょっと高台にあるお寺に弱者が避難をした。だけれども、基本的にはみんな2階に上がったというのが現実ですけれども、今の話を申し上げているのは、地方公共団体が的確に避難勧告や準備を出せる災害とそうでないものがある、それに対して今の法体系は非常に単純だなというのが私の印象です。

特別法で地滑り等防止法がありますけれども、それにしても非常に単純に書いてあるのです。都道府県知事も避難指示ができるということしか書いていない。まず地方公共団体、市町村から出す情報をもっとバリエーションがあるような形が望ましいのではないかとというのが1点です。

もう一つは、今、長岡の被災地で申し上げましたけれども、例えば集落の真ん中を流れる川が両側にある道にあふれて、膝まですごい勢いで水が流れている状況で避難ができるかどうかということは、それは市町村の災害対策室ではわからないわけです。そのときに本当に避難勧告を出さなくてよかったと私は思っていますが、現場で判断すると危険性もあります。危険もあるけれども、現場で判断しなければならない場合もあるわけで、それはやはりその地区のリーダーということになるのだらうと思います。

平常時のリーダーと非常時のリーダーは明らかに資質が異なるわけで、その辺も非常に難しい問題がありますけれども、長岡市は、中越市民防災安全士というものを7年継続して育成しています。中越地震以降、受講料1万5,000円なのですが、毎年50人規模ずつ受けています。今は335人います。1万5,000円払っても受ける人間が災害を経験するということなんです。横のネットワークもできています。そのときに例えば自主防災会は100%近くできておりますけれども、自主防災会から代表を出した場合は5,000円割り引くことにはなりますが、そんなような方式で、しっかりと地域のいわゆる調整型のリーダーと、非常時にしっかりと判断できるリーダーというのを区別して、防災士のようなものを育てていく政策を継続していますけれども、これは全国でできることではないかと思っております。

そんなことで、やはり物事を俯瞰的に見て、きちんとその判断して避難勧告、避難指示を出すことも必要なのだけれども、現場で判断することも必要で、それをどう調和させるかというのは難しいのですが、その両面が必要だろう。特にがけ崩れのようなものは長岡市で危ないところが2,000カ所ありますけれども、雨が降るたびに2,000カ所に避難勧告を出していたらオオカミ少年にしかありません。なので、その2,000カ所は2,000カ所なりの避難の仕方とか、誰が判断するかという地区ごとのそれぞれ異なる防災計画を今つくろうかなと思っておりますが、災害の内容によって対応が大きく違ってくる。そういうきめ細かな配慮が必要だということだけ申し上げておきたいと思っております。

- 先程お話があったとおりなのですが、長岡でさまざまな災害を経験されてつくられた地域の防災リーダーが全国に広がっていかねばいけない。そういう意味で地域防災リーダーというか、防災リーダーの必要性はずっと叫ばれてきたのですけれども、なかなかもう一つ広がらないということで、一つは量の問題。もう一つは質の問題とあ

るわけですが、量の問題で言えば国は余り今まで数値目標を言ってこなかったのですけれども、防災リーダーについても例えば 100 万人、これから毎年 1 年に 10 万人とかつくなっていくとか、そういうふうな量的な数値目標が 1 つ必要。

もう一つは、質的には長岡の例は、他にいい例がたくさんあるので、そういう例を用いながら普及されていく。そのときに防災リーダーにとってのモチベーションというか、そういうものをきっちり仕組みとしてつくっていく必要があって、例えば研修を受けたらそれなりの、防災士というのは 1 つのポイントであるわけですがけれども、キャリア的なポイントをいろんな地区の防災計画をつくるのに関与すれば、やはりそれだけの点があって、自分はいくらでも経験を積んでいるのですよということは世の中にわかって、しかもその人たちを活用できるような活躍の場をつくっていくことが非常に重要ではないかと思えます。

- ありがとうございます。
- 先程お話があったように、ボランティアな心のこもった防災リーダーというのも必要ですがけれども、ある程度の数を確保するためには制度的に防災リーダーを育成することが必要だと思います。

例えば学校での防災リーダーといいますと、全く別のジャンルで、例えば教員免許を取得するときに現在、介護施設での実習が義務づけられているわけです。それと同じように例えば教員免許をとるときに防災の座学をさせ、教員免許の課程に入れ、そして防災研修にも出す。例えばそういうことをすれば、新しい教員はみんな防災リーダーの卵として醸成されていくわけです。その中から本気度が高い人を防災リーダーにしていくなど、そういうある種、数で網をかけることが必要かと思うので、例えば学校教育の中にももちろん小学校や中学校で防災の科目を入れてくれたらいいのですけれども、その前段階として教員になる人たちに何かかけることを検討していただいたらどうかと思えます。

以上です。

- 2 点あるのですが、今の学校の防災教育ですがけれども、私たちは防災という教科をつくってくれと言っているのではなくて、現在でも社会とか理科とかいろんな教科に防災の情報は入っているのです。それが脈絡なくばらばらに入っているものですから、学習指導要領できちんとそれは決めなければいけない。すなわち、わざわざ防災の教育をしなくても、例えば理科の時間に活断層が動くとどうなるかというふうな知見が入っていればよいが、全く入っていない。ですから例えば東京の子供たちは荒川とか利根川の名前を知っていても、プレート境界の名前は全然知らないとか、命にかかわる情報が入っていないというところに問題があると思うのです。ですから、中央教育審議会の中で防災というものを、時間ではなくて内容をどうするかということを審議していただく必要があると思えます。

2 点目は家具の固定、耐震化ですが、これは図面がついていますのでわかりやすいの

ですけれども、実は3年前の駿河湾沖の地震のときに静岡は震度6弱だったのですが、非常にけが人が少なかったのです。これは実は家具の固定が当時63%でした。全国でその当時は24%ですから2.6倍ぐらいありました。分母に全壊家屋と半壊家屋の数をとって、分子に負傷者の数をとると、その年に起こった岩手県北部地震の12分の1でした。すなわち家具の固定がしっかりしていると被害が少ないという事実がこれで出てきたのです。

ですから、例えば目標ではなくて、なぜ火災保険とか地震保険が家を耐震化したら安くしないのか。あるいは生命保険はなぜ家具の固定をやっている住民だと安くしないのか。その辺のインセンティブの付与については、日本は非常に弱い。例えばニューヨークの火災保険というのは、火災対策をやっているところは随分コストが安くなりますので、賃料そのものが安くなるのです。日本はゾーンごとに火災保険料が決まっています。これはやはり住宅の耐震化が進めば火事が出ないということで、火災保険料を安くするとか、地震保険料を安くするとか、そういうインセンティブがあってもいいはずなのですが、それは保険会社が怠慢だと思うのです。ですから、そのこのところをもっときめ細かく対応できるようにしていただくことが1つ先決でないかと思います。

○ ありがとうございます。

大変前向きな意見をたくさんいただきました。

最後のテーマに移ります。最後にもし補足等々がございましたら、そのときに意見をお受けさせていただきます。

災害情報の集中と分析について、まず御説明いただきます。

○ 資料3をごらんいただければと思います。

1 ページ、現在の被災情報につきましては、市町村などの各機関が原因調査を行いまして、それをFAXやメールを使って伝達し、各機関で情報集約をして伝達するという積み上げの形態をとっております。このため、全国の情報集約に大変時間を要していることと、また、大規模災害になりますと発災直後には被災の全容がわからない。あるいは都道府県は大変混乱してしまっていて情報が錯綜する。市町村自身がまさに被災地になりまして、先ほどお話がありましたように、全く発信不能の状況になるというような問題がございます。

2 ページ、発災直後に対策本部などで必要となる情報を左側に整理してございます。これらのうち、各省庁でシステムが構築されているもの、右側に書いておるようなものでございますけれども、こうしたものにつきましては、こちらにありますような内閣府の総合防災情報システムを組み入れておりますので、自動的に情報を入手できる形になってございます。これ以外の情報につきましては、地方から伝達した情報を集約する形になってございます。

3 ページ、災害対策本部等で使用する情報は、大きく2つの形態で集約をいたしてございます。

1つは災害報と呼んでおります紙情報でまとめているものでございまして、被災の状況でありますとか、それに対する各省の対応状況を整理したものでございます。発災直後は数時間ごとに取りまとめて、その現状を整理する形になってございます。

もう一つは、内閣府におきましてGISあるいは地理情報システムを活用しました総合防災情報システムを構築しております。下に例示を絵で書いてございますけれども、個別のテーマごとに地図上で視覚的に認識しやすい情報として整理しているものでございます。

4ページ、災害情報の収集・集約の課題、対策の方向というものを整理してございます。

1つ目は、発災直後の被災の全容を把握するために、ヘリとか衛星などの画像情報を活用したいと考えております。

2つ目は、発災初期の状況把握としてビッグデータを活用することを考えたいと思っています。

3つ目は、平時において事前に整備した情報と発災後の各種情報をもとに、被災状況等のシミュレーションを行いまして防災対応に生かすことをやっていきたいと思っております。

4つ目は、総合防災情報システムに各都道府県のシステムを接続いたしまして、現地からの情報収集を迅速化していきたい。

5つ目でございます。国土交通省が行っております電子防災情報システムの整備等によりまして、総合防災情報システムの機能拡充を図りたいということを整理しているものでございます。

5ページ、この中で個別の課題と対応方針について書いてございます。

まず初めに発災直後の被災の全容把握についてでございます。現在、DIS というシステムを持っておりまして、震度分布から全壊家屋数、死者数を数分で推算し、災害対策本部の設置判断などに活用してございます。ただ、これにつきましては計算精度に限界がございまして、災害のオーダー感をつかむというレベルになってございます。

また、これまで倒壊家屋の情報を主に行っていましたので、津波被害が入ってありませんでした。今年度におきまして、それを加える予定となっております。

今後は、まずはヘリコプターの画像を地図上で整理する。あるいは発災後に緊急的に行っております合成開口レーダーやレーザープロファイラー等の画像データを活用しまして、被災家屋数を推算するなどの開発が必要であると考えておるところでございます。

大きな災害が発生した際、発災直後の被害の全容を把握するのに数日を要する場合もございまして、こうした地方から伝達、集積する情報にも期待ができない中で、どのような方策が考えられるか御意見をいただければと思います。

6ページ、これはビッグデータの活用の1つとして掲げたものでございます。携帯電

話の通信状況を見ることで、発災直後、被災情報の空白地域の有無というものが把握できないかということを検討したいという考えでございます。

下の段では、発災直後に被災市町村は現場の対応に追われて情報発信すること自身が非常に難しい事例もございますので、被災市町村へのリエゾンの派遣により、情報収集・伝達の支援を行おうとするものでございます。

7ページは、発災直後の道路通行情報をカーナビの車両移動データから把握しようとするものでございます。東日本大震災の際にも実際に活用された実績がございまして、現在、総合防災情報システムの取組について調整を行っているところでございます。

また、下の段におきましては発災初期におきます避難所等での必要物資の把握等にSNSが活用できないかということをお考えたものでございます。これらのビッグデータの活用も含めまして、災害情報収集、分析の方策について今後の方向性などについて御意見をいただければと思います。

以上でございます。

○ ありがとうございます。

それでは、各委員から御質問、御意見をいただいた上で、最後に閣僚出席者からも御発言がございました。

まず、各委員からお願いいたします。

○ 災害情報の収集に当たっては、災害が夜間に起こることも考えておく必要があると思います。今回の東日本では日中に起こりましたので、我々一般住民もテレビ映像で見られていましたが、北海道南西沖の奥尻島の津波では、朝になるまで被害状況がわからなかったということもあります。例えば夜間であれば衛星画像を使うとか、携帯電話履歴を使うとか、ヘリが飛ばなくてもわかる情報をいち早く使うとか、朝、夜が明けるまで待たずに何らかのことをやるという戦略が非常に重要だと思っております。

○ まず情報の収集と分析ですけれども、一体どこが情報を出すのかということを決めておかなければいけないと思います。例えば今、高知県は南海地震対策課という課をついたのです。徳島県も南海地震防災課という課ができておりまして、南海地震が起こったらここから情報が全部出てくるのです。ところが、他の県は一体どこから情報が出てくるのかさっぱりわからない。昔は消防防災課というものがあったのですが、今は危機管理とかいろんな名前が変わっておりまして、それがなかなかよくわからないということなのです。

それから、この1ページ目の図は単独の災害だけですので、やはり今回のように地震、津波、原子力災害という複合災害の場合の情報の出し方も考えておかないと、とても被害が大きくなると考えています。

それから、SNSもいいのですけれども、実はメディアの情報を活用するという手もあると思うのです。それは例えば避難所で何が問題になっているかというのは、メディアが実はよく知っていますので、そういう情報も使うといいと思います。特にSNSがいい

のは竜巻のように現場にいる人しかわからないというものは気象庁でも無理なのです。ですから、今、竜巻が起こっているというのを Twitter とか Facebook でその現場にいる人が出してくれると、それを活用するという、リアルタイムに使えるというのが SNS でいいわけです。しかも今、スマホには全部 GIS・GPS が入っていますので、持っている人がどこにいるかわかりますから、その移動を利用するという情報が必要ではないかと思えます。

最後に、このレーザープロファイラーのデータとかあるのですが、実は災害が起こってから取るだけではだめなのです。事前にとっておかないと比較のしようがないということなのです。ですから災害が起こると非常に精度のいい地図が出てくるのですが、起こる前のものがわからないものだから比較しようがないということです。

最後に TEC-FORCE の問題がありますけれども、実は地方自治体の、特に都道府県レベルの土木の技術職の方をぜひ入れていただいて、そうすると国と地方との連携がいながらにできるということなのです。今、国交省が頑張っているのですが、人数的には随分制限がありますから地方公務員、特に都道府県、さらに政令指定都市の土木職のエンジニアを入れていただくと、国と地方との連携をいながらにできるのではないかと思えます。

以上です。

- ありがとうございます。
- 私は資料 3 の内容を御説明いただいて、かなり将来的な展開も含めてよくまとまっていると思っています。ここに書いてあることだけをやるうとしても大変だと思いますが、ぜひやっていただきたい。

その上で 2 点だけ希望を伝えます。まず 1 点目は、ここに書いてある情報のほとんどが事実情報というか、今、起きている、被害が出ていることを集約するシステムになっているように思うのですが、特に大規模になりますと今、被害は出ていないけれども、これから被害が出るかもしれないというリスク情報です。例えば危険物施設であるとか、決壊しそうな堤防であるとか、そういう今後の可能性を含めて捉えることは非常に予防的には、被害を拡大させないためには重要だと思います。これが 1 点目。

2 点目は、被害情報だけではなくて対策に必要な情報。例えば病院もしくは防災施設の被災状況。今後、対応や防災対策をやっていくときに本当に使用可能かどうかというところで、実際の物理的被害以外にも防災対策上、必要な機能のデータを集約していくことが重要だと思います。

以上です。

- ありがとうございます。
- いろんな情報が得られるということで、いい資料だと思います。災害の内容とか規模によって全く違うと思うので一概には言えないかもしれませんが、例えば 8 ページの表で大まかに言うと、依然として総合防災情報システムが都道府県に行き、市町村に行

って、それから住民に行くという時代ではないのではないかと思います。

もうインターネットで出せるのはどんどん出せば、現場の住民が見たっていいわけですし、FAX、メールというのも古いですね。ネットでどんどん出せる。それがこういうヒエラルキーではなくて、アメーバのようにいろいろなところから情報が出ていく中で、自然とうまくいく部分があると思うのです。それを都道府県とか市町村が仕切ろうとするのはまずい面もあるような気がいたします。そういうことが必要な面ももちろんあります。

ですから情報の内容にもよりますが、基本的に必要としている人だったら誰でも見られるという仕組みをもっと意識されるべきではないでしょうか。現実的に中越地震のときは、国と直につながったことで非常に物事がスムーズに運んだという印象があります。別に都道府県が邪魔だと申し上げているわけではないですが、災害のときは正にスピード感が重要です。スピードを持って情報がつながるのが一番大事だという意味で申し上げております。

以上でございます。

- 特に発災直後の被災地の情報収集が困難ということが問題で指摘されたわけでありまして、このことにつきまして、消防団は消防団員に対する教育や訓練、意識づけが必要ではありますが、それをクリアいたしますともしっかりと貢献ができるのではないかと考えております。何分にも消防団は全国で2万3千の分団があり、団員数につきましては88万人を擁する組織でございますので、これらをもっと活用していただき、情報発信者として機能することができるようになれば、大変心強い組織であろうかと思っております。もっともそこは活用していただければということでございます。

以上でございます。

- ありがとうございます。

- 今、宮崎県でも防災情報システム、県は危機管理局の危機管理課にさまざまな災害情報を集約するふうにしておりますが、市町村なり県民と情報を共有できるためのシステムづくりに取り組んでおります。東日本大震災以降、いろんな県でそういうシステムづくりが続いていると思うのですが、国との防災情報プラットフォームを結びつけるに当たっては、データのやりとりのフォーマットだとかシステムの統一を図る必要があるのではないかと考えておりますので、手戻りなりよけいなコストはかからないような調整・連携をお願いできればと思っております。

宮崎県もさまざまな災害を経験して、初動の重要性というのは大変感じておるところであります。早い段階ではなかなか情報がないというところで、5ページにありますような災害の全容把握をするための推算機能は大変有効なものではないかと考えておりました。また、こういった情報をいかに県なり自治体と共有をしていただくかということで、これも知事会からお願いをしておりますが、そういう体制づくりをぜひお願いしたいと考えています。

以上です。

○ ありがとうございます。

○ 国が本当に本腰を入れるのは、広域の激甚災害というタイプのものだと思うのです。そうすると、途中で途切れたり、被災現場から情報が入ってこないということがあるので、対応としては他の委員おっしゃったような被災地に直結する方法がある。ああいうものを入れることをできるだけ省くということが1つですけれども、その省く方法として人的に省くのではなくて、例えばヘリとかさまざま使う方法があるのですが、ヘリにしてもそれぞれ弱点があって、夜間の問題とか通信手段の問題とかさまざまあるわけです。航空機はデータ処理に時間がかかるという問題がある。そういうものは少しずつクリアにしていく、あるいはDISは精度に難点があるのですが、それもクリアする方法はないわけではない。余りその辺を詰めてこなかったということがありますし、そういう方法をいろいろやると何が問題かという、担当がいなくなってしまうということです。SNSを分析するのは誰がやるのか。そういうことも含めて要員の制約の問題も考えて、実効性のあるようなシステムをつくっていただきたいと思います。

○ ありがとうございます。

○ 4ページ③ですけれども、事前の利害関係、国土情報及び発災後の各種情報をもとに被災状況や避難誘導等のシミュレーションを行い、災害対応に活用する。その際、スーパーコンピュータの活用等も検討するということですが、実は政府の大規模水害の専門調査会で、荒川、利根川が氾濫した場合に100万人単位で避難しなければいけない。こういうシミュレーションをやりました。全く逃げられない。橋がネックになってしまって避難できないです。ですから、これまでの災害と違って国難と呼ばれるような東京湾の高潮災害あるいは荒川、利根川の氾濫を考えますと、事前情報を避難にどう結びつけるかというのはとても喫緊の課題だということなのです。これはこれまで経験したことのないことです。それはやはりやっておかなければいけない。

そうすると、地震等は先に被害が発生するので、その情報をどうするかということなのですが、風水害はリードタイムがありますので、情報の活用の方法によっては随分被害が小さくなる。あるいは我々の国ではまだ経験していないことが起こるかもしれないという視点で、この情報の利活用というものはもっと考えていただく必要があると思います。

○ ありがとうございます。

最後に閣僚出席者から御提案をいただきたいと思います。

先ほど、委員から御提案がありました総合防災情報システムは、IT総合戦略本部のほうでも順次ネットで公開していくことになっておりますので、直接アクセスが可能になります。

○ 住民が直接見て避難するということも、水位情報などではあり得るのです。

○ では、よろしく申し上げます。

○ 大事なお話を聞かせていただきまして、取り組んでしっかり対応したいと思いました。

前回のときに私が南海トラフと首都直下は全く違うから、それぞれのタイプでの対応を分けて具体的に対応することが大事だということと、どこでどのような被害が生じるのか具体的なリスクの共有が大事であるということと、そして行動を時系列的に定めておくことが大事だという3点を中心にお話をさせていただきます。報告ですけれども、この南海トラフと首都直下の対策をそれぞれ分けまして、省内に対策本部を設置しました。

そして、南海トラフ巨大地震についての対策計画の中間取りまとめを今月中に行うことにしました。それも具体的なということが大事だということで、例えば静岡であれば由比、蒲原の一番狭いところでの土砂崩壊をどういうふうに防いでいったりするのかという観点で対応。あるいは濃尾平野のところでのゼロメートル地帯を抱えるところで津波による震災をどう防ぐか。一つ一つ具体的に、私も回ってきまして静岡、三重県のリアス式海岸のところ、宮崎県にも行かせていただいたりして、それぞれ市町村、小さなところに至るまで見せていただきました。津波タワーを初めとして、高速道路の上に階段をつけて逃げ込むということや、3分で到達するところもあれば10分で到達するところいろいろありますから、今度の東日本大震災の時間よりはるかに短いということを想定した津波対策。そういうことを具体的な対策を盛り込むことを8月中に行うことにしました。さらに、この対策本部実行会議と連携をとっていきたいと思います。

もう一つ御報告ですが、ことしの暑さ、そして大水害と渇水というものが同時に起きてくる。昨年よりもさらに局部的になりまして、萩の場合では24時間351ミリというところもあれば、30キロ離れたところでは12.5ミリであったということがある上に、異次元という言葉が金融政策等でありますけれども、災害自体が異次元のものが起きているということ。そして、災害弱者というものが山口県、島根県でも先ほどありました老人ホームとかそういうところでも気力が萎えてしまうというか、私は歳だから2階には行かなくていいよとかいうことを、生きようとするのでしょけれども、そういうところで相当防災リーダーとか職員が信頼感を持ってやっていかないとということ、先ほどお話のあったことは非常に大事なことだと思いました。

秋田のほうでは、とてもここで土砂崩れがあると思わなかったがゆえに6名が亡くなるということがありまして、本当になだらかなところの上に40度の角度の崖があって、見るととてもここで土砂で埋まることはあり得ないだろうと誰しも思っているところが起きるといようなことが異次元だと思いますが、最後に委員からありましたリエゾンを派遣する。そしてTEC-FORCEを国交省として派遣するということは大変今回は喜ばれたということもありますものですから、地方自治体の中に土木職の人ということも大事ですし、リエゾンとTEC-FORCEの派遣をしっかりとやるようなことが大事だと思っています。

今日のことに関連して申し上げますと、業務継続体制のあり方、BCPでありますけれ

ども、ここはとにかく今までの非常時で想定できる要因についても、全てにわたって過酷シナリオという想定できない異次元の災害であるということをもう一度、前提をしっかりとやっていかななくてははいけないし、内閣機能という中で6項目ありますが、司令塔というところでここはしっかり残していかななくてははいけないし、同時にどこがいざというときに使えるかという、今、虎ノ門ヒルズをつくっておりますけれども、非常に耐震というのは強固にできていますから、これは間違いなく残るということで、そこをどういうところで司令塔をつくっていくかということ若干広域的に考えた上でやっていくのと、100キロという話がありましたが、相模原という名前が出ておりませんが、相模原市のあたりは極めて地盤的にも強いということでの想定をしなければいけないと思っています。

災害情報の収集と分析につきましては、ばらばらで、今までとにかく古いというお話もありましたが、地図を見たり映像を見て指示をするという時代はもう終わっている。情報をそれぞれの人が共有していくというような時代だと思います。そのためには国土地理院の持つ技術やノウハウを生かした新たなシステムの構築に向けて取り組んで、具体的に平時から地形の施設についてのデータをデジタル情報として蓄積して共有する。

2つ目として、発災時には上空から撮影したデータによって、地形変動などの情報を瞬時に把握する。

3つ目として、各機関から時々刻々と集まってくる被災情報をデジタル地図に重ねて、リアルタイムで更新していくことによって、各機関での情報を共有した上で対策ができるようにすることを目的としています。

各機関の御協力をお願いして、こうしたシステムの構築に向けていきたいと思っています。

また、防災拠点の強化については極めて重要でありまして、都市における帰宅困難者や負傷者を収容できるような防災拠点といったことへの課題にも、政府全体として取り組んでいくことが大事だと思っています。

私からは以上です。

- ありがとうございます。極めて具体的な御提案でございまして、関係省庁の連携をよろしくお願い申し上げます。

そろそろ時間になりましたら、もし委員から補足をしたいことがありましたら、いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、最後に事務局から何かあれば。

- 特にございません。
- いいですか。ありがとうございました。

今日は3つのテーマについて皆様方から示唆に富む具体的なお話をいただきました。しっかり我々も改めて精査をして、今後の取りまとめの中にしっかり生かしていきたいと思っています。

また、この議事録については今後、取りまとめたいと思っておりますが、今日の内容につきましては会見で私から、あくまでも概要ということですが、記者に発表させていただきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、特にならぬでございますので、長時間本当にありがとうございました。これで終了いたします。

以 上